

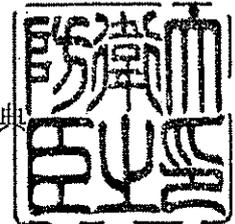


防衛戦（防）第373号

30.7.19

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

防衛大臣 小野寺 五典



イージス・アショアの配備候補地選定に係る質問について（回答）

総359（平成30年6月22日）により照会された標記について、別紙のとおり回答致します。

なお、本回答は現時点で得られた情報を基に作成しておりますので、内容に変更を要するような状況の変化が生じた場合や、外国政府等から新たな情報が得られた場合には、変更内容を速やかにご連絡致します。

関連文書：総359（平成30年6月22日）

添付書類：別紙

## 1. 新屋演習場への配備の背景と根拠

### (1) イージス・アショアの導入の必要性

現在の国際的状況等の下で早急に配備を進める必要性の有無について

昨年末に「北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国の安全に対するより重大かつ差し迫った新たな段階の脅威になっている」として、イージス・アショアの導入を閣議決定した。

しかし、南北首脳会談や米朝首脳会談が行われるなど、北朝鮮が強硬姿勢から対話姿勢に転じ脅威が薄らいできている現在の状況においても、イージス・アショアを早急に配備する必要があるのか。

6月21日に、政府がミサイル避難訓練を中止するとの報道があったこととの整合性はどうか。また、仮に新屋演習場にイージス・アショアを配備するとしても、実機の配備は数年先と思われ、その間、北朝鮮の非核化が具体的に進むなど、朝鮮半島情勢が更に緩和局面に入った場合、イージス・アショアの配備そのものや、自衛隊施設以外も含めて改めて最適地の選定をし直すなど、変更する余地はないのか。

1. 先般の米朝首脳会談により、北朝鮮の金正恩委員長が、朝鮮半島の「完全な非核化」について、米国のトランプ大統領に対して、自ら署名した文書の形で、直接、約束した意義は大きいと考えています。
2. この成果の上に立って、今後とも、北朝鮮に対して、国際連合安全保障理事会決議の完全な履行を求め、北朝鮮の具体的な行動を見極めていく必要があります。
3. 同時に、我が国の防衛を考える上では、北朝鮮が我が国を射程に収める数百発の弾道ミサイルを保有しており、また、発射台付き車両（TEL）や潜水艦を用いて、我が国を奇襲

的に弾道ミサイル攻撃できる能力を向上させ、引き続きその能力を保持している、という厳然たる事実から、目をそらすことはできません。

4. 防衛装備品については、事態が切迫してから取得しようとしても、取得までには長期間を要します。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、いかなる事態にも対応し得るよう、万全の備えをするためには、平素から必要な装備品を整備しておくことが必要です。
5. また、イージス・アショアは、弾道ミサイルから、国民の生命・財産を守る、純粹に防御的なシステムであり、北朝鮮を含め、周辺諸国に脅威を与えるものではありません。
6. イージス・アショアを含め、国民を守るために真に必要な防衛力については、今後とも、しっかりと強化を図っていく必要があると考えています。
7. なお、御指摘の避難訓練については、現に弾道ミサイルの発射が行われていない状況があることなど諸情勢を総合的に勘案し、
  - ① 住民の皆様にご足労いただく住民参加型の訓練については、当面見合わせ、
  - ② Jアラートによる情報伝達の方法や弾道ミサイル落下時の行動についての周知に重点を置いて取り組むこととしたものであって、訓練のやり方を一部見直したものにすぎません。
8. したがって、いかなる事態においても対応に万全を期す、との考え方を何ら変えるものではありません。

## (2) 新屋演習場への配備についての合理性

今般導入予定のイージス・システムは、迎撃ミサイルの射程距離が長いことなどから、マクロ的に見た場合、その配備位置は幅広く選定できるものと思料されるが、何故「新屋演習場」が最適候補地となったのか。(昨年、佐渡市や男鹿市加茂が候補地との報道も存在した。)

・地政学的にどのようなところが適当であるのか。

北と西に2基をバランス良く配置できる日本海側の地域との理由で選定したとのことだが、新屋演習場を選定した理由は何か。

1. 現在の防衛計画の大綱においては、「我が国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化する」とされています。このことを踏まえ、防衛省としては、平成26年度から、「将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究」として、イージス・アショア等の新たな装備品を含め、我が国に必要となる防衛体制につき種々の分析を行ってきました。また、省内の委員会の枠組みの下、継続的に強化策について検討を実施してまいりました。

その中で、現有の弾道ミサイル防衛(BMD)システムの対処能力を改めて検証した上で、イージス・アショア等の新規装備品を組み合わせるなどした場合の対処能力について検証を行いました。結果、イージス艦2隻のみと比べ、さらにイージス・アショア又はTHAADを導入した場合、いずれもBMDシステム全体の能力が大きく向上すること等を確認し、可及的速やかに配備できるかという点を重視して、全国の自衛隊施設を対象として配備先等の分析も進めていくこととしました。

2. 次に、イージス・アショア及び他の候補であった迎撃システムであるTHAADについて比較を行うこととし、これら

の防護できる範囲について、数理的な分析を行いました。イージス・システムに搭載されるSM-3は広域を防護することができ、イージス・アショア2基があれば我が国を常時・持続的に防護することが可能であると判明しました。なお、THAADは、一定の地域を防護することを目的としており、全国を常時・継続的に防護するために必要なアセットの数は、イージス・アショアに比べ、THAADの方が必然的により多くなります。

3. また、イージス・システムに搭載されるSM-3は広域を防護することができますが、配置位置によっては、我が国全域を防護することが困難となります。そこで、我が国全域を防護する観点から、北と西にバランス良く2基を配置するためには、どのような場所に配置するのが適当か数理的な分析を行いました。

様々な地点に配置した場合の防護範囲を分析した結果、日本海側に配置する必要があることが判明するとともに、更なる分析を重ね、秋田県付近と山口県付近にイージス・アショアを配置した場合、最もバランス良く我が国全域を防護することができるが見込まれました。例えば、北側については新潟県付近、秋田県付近、北海道西南部付近に設置した場合と、西側については九州北部付近、山口県付近、島根県東部付近に設置した場合について、それぞれ組み合わせて防護範囲を調べると、最も広く効果的に防護できるのは、秋田県付近と山口県付近の組み合わせでした。

4. こうした分析結果を踏まえて、秋田県付近と山口県付近の日本海側を中心に所在する自衛隊施設を詳細に検討しました。秋田県付近の日本海側の自衛隊施設としては、新屋演習場、加茂分屯基地、秋田駐屯地、秋田基本射撃場、秋田分屯基地（秋田空港）及び院内訓練場がありますが、敷地面積を広く確保できる新屋演習場と警戒監視レーダーが既に存在する加茂分屯基地を中心に分析した結果、

- ① 弾道ミサイルの探知に支障が出ないよう、なるべく山等の遮蔽となるようなものがない場所に配置する必要があります。そこで、配置した場所の周囲にある山等の地形が、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすような遮蔽となるか否か数理的な分析を行いました。結果、新屋演習場の周囲には、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすようなものがないことが見込まれました。なお、新屋演習場の周辺には風力発電機が設置されていますが、これを踏まえた上で、新屋演習場に配置し、運用できる可能性が高い旨の結果が得られています。
- ② レーダーと発射台を適切に配置できるよう、約1km<sup>2</sup>程度の広くてなるべく平坦な敷地を確保できる場所に配置する必要があります。この点、新屋演習場は約1km<sup>2</sup>あり、広くてなるべく平坦な敷地を確保することができるという条件を満たしました。他方、例えば、秋田県に所在する警戒監視レーダーのある加茂分屯基地は、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすような遮蔽はありませんが、敷地が約0.2km<sup>2</sup>と狭小であり、また急峻な地形であるため、条件を満たしませんでした。なお、新潟県に所在する佐渡分屯基地は、敷地が約0.5km<sup>2</sup>と狭小であり、また急峻な地形であるため、条件を満たしません。
- ③ 電力・水道の安定的な供給と建設に必要な資機材を運搬できる道路の確保等インフラ面についても検討を行いました。結果、新屋演習場の場合、本土にあるため電力・水道の安定的な供給が見込めるほか、資機材を適切に運搬できることが見込めました。

5. こうした点を踏まえ、米国ミサイル防衛庁の協力も得て、新屋演習場及びむつみ演習場を中心に確認を行ったところ、新屋演習場は、運用できる可能性が高く、候補地としての条件を満たしていました。

他方、新屋演習場及びむつみ演習場以外の自衛隊施設については、条件を満たしませんでした。

6. また、新屋演習場にイージス・アショアを配置しても、約1 km<sup>2</sup>の敷地があるため、電磁波や発射による噴煙、衝撃が敷地外に影響を与えないよう配置することが見込め、周辺に対する影響が生じないように配置することが見込めました。さらに、新屋演習場については、第21普通科連隊が近傍に所在しており、警備の観点からも適当であると考えられたところです。
7. いずれにしましても、今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて緩衝地帯を含め必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。

・住宅密集地に隣接していても問題はないのか。

選定する際の条件に住宅密集地など周辺の環境が考慮されていないのではないか。新屋演習場は住宅密集地に隣接しているほか、狭隘で緩衝地帯もなく、テロや基地内での偶発的な事故の可能性があり周辺に被害が生じると思われるが、それでもなお最適候補地と言えるのか。

1. 一般に、防衛施設の新設に際しては、当該施設が周辺環境に影響を与えないよう、必要な調査や施策を講じることとしています。今般、配備候補地として新屋演習場を選定するに当たっても、約1km<sup>2</sup>の敷地があり、電磁波による人体への影響や発射の際の噴煙や衝撃が敷地外に影響を与えることがなく、周辺に対する影響が生じないように配置することが見込めました。また、新屋演習場については、第21普通科連隊が近傍に所在しており、警備の観点からも適当であると考えられたところです。
2. 他方、御指摘のテロや基地内での偶発的な事故が、周囲に与える影響を勘案した上で、緩衝地帯を含め必要となる対策についても検討し、調整させていただいた上で、説明をさせていただきたいと考えています。
3. また、今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて緩衝地帯を含め必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。

・既存施設でなければならないのか。

速やかに配備する必要があるとのことだが、自衛隊の施設等ではなくとも、他の国有地等でも早期の配備が可能ではないか。

仮に他の国有地等で早期の配備が難しいとしても、イージス・アショアが相当長期間に渡って使用する施設となるのであれば、少し時間をかけてでも、もっと幅広く適地を選定すべきではないか。

1. 防衛省としては、北朝鮮は、我が国を射程に収める各種の弾道ミサイルを依然として多数保有していることなどを踏まえ、弾道ミサイル防衛能力の向上は喫緊の課題であり、イージス・アショアについては、可及的速やかに配備する必要があると考えています。
2. この観点から、①防衛省としてすでに土地を確保し、その土地に関する情報を持っており、②新たに土地の取得や所管換等の手続を要さない自衛隊の施設を対象に検討を行った結果、2か所の配備候補地を選定したところであり、まずは、これらの演習場を配備候補地として、配備可能性の調査等を進めてまいります。
3. いずれにしましても、今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて緩衝地帯を含め必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。
4. なお、秋田県内の国有地については、財務省の国有財産情報公開システム<sup>\*</sup>で検索しましたが、防衛省・自衛隊が所管しておらず、かつ、約1km<sup>2</sup>以上の土地数量がある国有地は、

資源エネルギー庁が所管する秋田国家石油備蓄基地と東北森林管理局が所管する国有林野のほか、該当するものはございませんでした。

※<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/>

・既存施設の中で新屋演習場が選ばれた理由は何か。

北の日本海側には多くの既存施設があると思うが、その中で、新屋演習場を最適とした理由は何か。

6月14日の県議会の全員協議会で、事前の調査や検討に基づいて新屋演習場が他の候補地より最適であるとして選定したとのことだったが、具体的にどのような調査や検討を行ったのか。情報公開の範疇で対応するとのことだったが、本質問状の回答によって明らかにされたい。

・外部からの攻撃を受けやすいのではないか。

新屋演習場は、周囲の高台や高層建築物等から演習場内が見渡せ、また、細長く幅が狭い形状であるため外部からの攻撃を受けやすいと思われるが、イージス・アショアを配備する場所として適していないのではないか。

1. 現在の防衛計画の大綱においては、「我が国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化する」とされています。このことを踏まえ、防衛省としては、平成26年度から、「将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究」として、イージス・アショア等の新たな装備品を含め、我が国に必要となる防衛体制につき種々の分析を行ってきました。また、省内の委員会の枠組みの下、継続的に強化策について検討を実施してまいりました。

その中で、現有の弾道ミサイル防衛(BMD)システムの対処能力を改めて検証した上で、イージス・アショア等の新規装備品を組み合わせるなどした場合の対処能力について検証を行いました。結果、イージス艦2隻のみと比べ、さらにイージス・アショア又はTHAADを導入した場合、いずれもBMDシステム全体の能力が大きく向上すること等を確認し、可及的速やかに配備できるかという点を重視して、全国の自衛隊施設を対象として配備先等の分析も進めていくこととしました。

2. 次に、イージス・アショア及び他の候補であった迎撃システムであるTHAADについて比較を行うこととし、これらの防護できる範囲について、数理的な分析を行いました。イージス・システムに搭載されるSM-3は広域を防護することができ、イージス・アショア2基あれば我が国を常時・継続的に防護することが可能であると判明しました。なお、THAADは、一定の地域を防護することを目的としており、全国を常時・継続的に防護するために必要なアセットの数は、イージス・アショアに比べ、THAADの方が必然的により多くなります。

3. また、イージス・システムに搭載されるSM-3は広域を防護することができますが、配置位置によっては、我が国全域を防護することが困難となります。そこで、我が国全域を防護する観点から、北と西にバランス良く2基を配置するためには、どのような場所に配置するのが適当か数理的な分析を行いました。

様々な地点に配置した場合の防護範囲を分析した結果、日本海側に配置する必要があることが判明するとともに、更なる分析を重ね、秋田県付近と山口県付近にイージス・アショアを配置した場合、最もバランス良く我が国全域を防護することができるが見込まれました。例えば、北側については新潟県付近、秋田県付近、北海道西南部付近に設置した場合と、西側については九州北部付近、山口県付近、島根県東部付近に設置した場合について、それぞれ組み合わせて防護範囲を調べると、最も広く効果的に防護できるのは、秋田県付近と山口県付近の組み合わせでした。

4. こうした分析結果を踏まえて、秋田県付近と山口県付近の日本海側を中心に所在する自衛隊施設を詳細に検討しました。秋田県付近の日本海側の自衛隊施設としては、新屋演習場、加茂分屯基地、秋田駐屯地、秋田基本射撃場、秋田分屯基地（秋田空港）及び院内訓練場がありますが、敷地面積を

広く確保できる新屋演習場と警戒監視レーダーが既に存在する加茂分屯基地を中心に分析した結果、

- ① 弾道ミサイルの探知に支障が出ないよう、なるべく山等の遮蔽となるようなものがない場所に配置する必要がありました。そこで、配置した場所の周囲にある山等の地形が、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすような遮蔽となるか否か数理的な分析を行いました。結果、新屋演習場の周囲には、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすようなものがないことが見込まれました。なお、新屋演習場の周辺には風力発電機が設置されていますが、これを踏まえ、新屋演習場に配置し、運用できる可能性が高い旨の結果が得られています。
- ② レーダーと発射台を適切に配置できるよう、約1km<sup>2</sup>程度の広くてなるべく平坦な敷地を確保できる場所に配置する必要がありました。この点、新屋演習場は約1km<sup>2</sup>あり、広くてなるべく平坦な敷地を確保することができるという条件を満たしました。他方、例えば、秋田県に所在する警戒監視レーダーのある加茂分屯基地は、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすような遮蔽はありませんが、敷地が約0.2km<sup>2</sup>と狭小であり、また急峻な地形であるため、条件を満たしませんでした。なお、新潟県に所在する佐渡分屯基地は、敷地が約0.5km<sup>2</sup>と狭小であり、また急峻な地形であるため、条件を満たしません。
- ③ 電力・水道の安定的な供給と建設に必要な資機材を運搬できる道路の確保等インフラ面についても検討を行いました。結果、新屋演習場の場合、本土にあるため電力・水道の安定的な供給が見込めるほか、資機材を適切に運搬できることが見込めました。

5. こうした点を踏まえ、米国ミサイル防衛庁の協力も得て、新屋演習場及び山口県むつみ演習場を中心に確認を行ったところ、新屋演習場は、運用できる可能性が高く、候補地としての条件を満たしていました。

他方、新屋演習場及びむつみ演習場以外の自衛隊施設については、条件を満たしませんでした。

6. また、新屋演習場にイーゼス・アショアを配置しても、約1 km<sup>2</sup>の敷地があるため、電磁波や発射による噴煙、衝撃が敷地外に影響を与えないよう配置することが見込め、周辺に対する影響が生じないように配置することが見込めました。さらに、新屋演習場については、第21普通科連隊が近傍に所在しており、警備の観点からも適当であると考えられたところです。
7. いずれにしましても、今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて緩衝地帯を含め必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。
8. また、イーゼス・アショアは重要な防衛装備であり、適切な警備体制を構築する必要があります。そうした観点も踏まえ、陸上自衛隊が運用することとしています。例えば、武装作業員等がこれを破壊しようとする行為に及ばないよう、普通科部隊を中心とした警備部隊を配備することや、弾道ミサイル以外の対空脅威に対応するためにいかなる防空体制が必要が現在検討しているところです。

また、イーゼス・アショアの運用部隊の規模や配置のあり方に関しては、ルーマニアの例を参考にしつつ、省内で検討を行っておりますが、現時点では運用や警備の要員を含め、1か所当たり約200名程度は配置する必要があるのではないかと考えています。

検討の進捗にあわせて、こうした部隊の規模等についても今後適切な形で御説明してまいります。

9. このような適切な警備体制をとることにより、武装工作員等による破壊・工作活動を抑止することができると考えておりますが、万が一攻撃された場合においても、被害を局限するため、付近に駐屯している第21普通科連隊等も活用し、警察や海上保安庁とも協力しながら、住民の皆様を守り抜く態勢を構築する考えです。

・近くの海岸線等に風力発電のための風車が多数設置されているが、レーダーの運用に支障があるのではないか。

新屋演習場周辺には風力発電用の風車が多数設置されており、今後も増えていくことが想定されるほか、老朽化した風車を更新する際には、現在の風車より大型化することも考えられ、レーダーの運用に大きな影響が生じることが懸念される。

また、風車は民間企業が設置しているものであり撤去等は難しいと思われる。以上の点からも、新屋演習場はイージス・アショアの配備に適していないのではないか。

1. 米国ミサイル防衛庁の協力も得て、新屋演習場について確認を行ったところ、風力発電機が設置されている現状を踏まえた上でも、新屋演習場に配置し、運用できる可能性が高い旨結論が得られました。
2. 御指摘の風力発電機の大型化による影響については、将来の計画について県の御知見を得ながら、今後の電波環境調査等により、分析を行っていきたいと考えています。

・津波が発生した場合でも問題はないのか。

ハザードマップでは新屋演習場は冠水しないが、周辺が冠水することで電気や水道が一定期間途絶する恐れがあり、候補地選定の条件（インフラの観点）が必ずしも適切ではないのではないか。

電気は自家発電で対応するとしても、水道はどうするのか。

1. イージス・アショアを運用するためには、電力・水道等のインフラ面において、安定的な供給が見込める場所に配置する必要があると考えております。
2. 新屋演習場について、貴県において公表されている津波浸水想定により、同演習場の周辺部が浸水する可能性があることは認識しております。
3. 防衛省としては、津波などの災害発生時の対応について、自衛隊施設の機能を維持する観点から総合的な検討\*を行い、適切に取り組んでまいります。

※上水道途絶時の対応として、貯水槽の設置などを検討

### (3) 中長期的な展望

今後、装備の更新等により、敷地の面積等の制約から新屋演習場が相応しくない場所になる可能性もあると思われるが、こうした視点からの検討は行っているのか。

一般的に兵器は、性質上ファーストアセットを基にしながらも日進月歩で進化していくものであり、中長期的には当初配備したものに比べ、より高性能なものへの配備替えも想定される。

これに伴い敷地の利用範囲が拡大する可能性もあり、新屋演習場が住宅密集地に近く、面積的にも制約される状況下で、現時点で同演習場の地理的位置が地政学的に配備には合理性があるとした場合であっても、中長期的に相応しいかという課題も生じるのではないか。

この点についての検討は行っているのか。

1. 防衛装備品については、事態が切迫してから取得しようとしても、取得までには長期間を要します。イージス・アショアについては、イージス艦の例も参考にしつつ、運用期間の目安として30年間を考慮しており、中長期的に必要な能力を勘案して、必要な構成品を当初から取得したいと考えております。
2. その上で、イージス・アショアと同様のシステムを有するイージス艦は、能力を向上させる際に、プログラムの更新や必要な資機材の更新等を行います。艦そのものを大型化したりすることなく、能力を向上させてきています。
3. そのため、イージス・アショアについても、能力を向上させる必要がある場合には、イージス艦と同様にプログラムの更新や必要な資機材の更新等を行うことにより対応するものと考えられ、イージス・アショアの能力向上のために敷地の利用範囲が拡大する可能性は小さいと考えています。

## 2. 住民不安の解消

### (1) 県民への丁寧な説明

県民の不安に対して、どのように説明をしていく予定か  
・国防に対する県民の協力や理解をどのように得ようとしているのか。

本県においては、これまでも、災害出動など自衛隊の貢献により県民の国防への理解度が高く、長く協調関係を維持してきているが、この良好な関係を崩すことなく県民の協力や理解を得るためには、どのようなことが必要と考えているか。

・配備候補地の選定からアセット内容決定の最終段階に至るまでの各段階において、県民や県民の代表である議会などへの説明が必要ではないか。

入札公告前の説明会を開催していただいたが、今後の調査の状況や調査結果、最終アセットの内容等について、引き続き、各段階ごとに、県や県民、県民の代表である議会への説明が必要と考えるがどうか。

1. これまで、防衛大臣や福田防衛大臣政務官が訪問し、イージス・アショアの配備候補地及び今後の調査について説明するとともに、防衛省から議会や住民説明会において説明する中で、様々な御質問や御懸念の声をいただいているところです。
2. 防衛省としては、地元の皆様の御質問にお答えし、御懸念を少しでも払しょくできるよう、貴県とも御相談させていただきながら、議会や住民説明会において、繰り返し丁寧に説明してまいります。

(2) 配備に伴う住民の安全性への懸念

- ①レーダーに起因する電磁波等の影響について  
・どのようなレーダーを配備する予定なのか。

配備しようとするイーجزス・アショアには、SPY-1が搭載されるのか。現在開発が進められているSPY-6になるとの報道もあるが、レーダーの種類によっては、住民の健康への影響が変わることはないのか。

1. イーجزス・アショアに搭載するレーダーについては、現在、防衛省において公平性、公正性を担保しつつ、選定作業を行っているところであり、現時点において搭載するレーダーについては決まっておりません。
2. 今後しかるべき時期に、イーجزス・アショアに搭載するレーダーを決定したタイミングで、選定結果について公表・説明させていただきます。
3. なお、イーجزス・アショアに搭載するいずれのレーダーであったとしても、電波法等の国内法令を遵守して、人体や周辺の環境に影響を与えないようにイーجزス・アショアを設計・運用することは当然であると考えています。
4. イーجزス・アショアが配備できるか否かを確認するため、今年度内に、レーダーが発する電波に関する環境影響調査に着手します。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。

・電磁波の強さや住民の健康や通信機器等に与える影響

無線LANなどと同じSバンドの周波数帯でX線やγ線とは異なるとのことだが、どの程度の強さの電磁波が発生するのか。電磁波の強さによっては、住民の健康や通信機器等に与える影響があるのではないか。

14日の県議会の全員協議会では、住民の生活圏と一定程度離れていると大丈夫とのことだったが、データを示されたい。また、事前の調査や検討では住民に影響を与える可能性は低いとのことだったが、その内容を明らかにされたい。今後の調査は徹底的に行うとのことだが、事前の調査や検討との違いは何か。

1. レーダーの能力が推察されるような具体的な数字を明らかにすることは控えさせていただきますが、今後、どのような形でお示しすることが可能か、しっかりと検討してまいります。これまでも新屋演習場について、周辺への影響がないか、簡易な機材による干渉性の確認といった簡易的な分析を行い、設計・運用等でしっかりと対策を行うことで影響がないようにできることを確認していますが、今後、詳細な電波環境影響調査を行い、正確な結果について可能な限り具体的に地元の皆様にお示しいたします。
2. いずれにしましても、一般論として、強い電波を浴びた場合には体温が上昇するような「熱作用」が生じます。「熱作用」を含めて人体に影響を与えないよう、配備に際して、電波防護指針を遵守し、演習場の敷地を越えて地元の皆様に影響が出ないように、必要に応じて対策を施した上で設置します。

・レーダーは常時照射するのか、ミサイル追尾時のみの照射か。

レーダーは常時照射か、他のレーダーシステム等とのデータリンクによるミサイルターゲット追尾時のみの照射か。

1. イージス・アショアは自らのレーダーによる目標情報の取得のほか、航空自衛隊のJADGE（自動警戒管制システム）を通じ、FPS-5といった他の警戒管制レーダー等と連携して運用することを想定しております。したがって、弾道ミサイルを探知するため継続的にレーダーを運用することや、実際に我が国に向け弾道ミサイルが飛来する場合には、目標を追尾するためのレーダー照射を行うことが想定されます。
2. その上で、レーダーを平素から常時照射するか否かについては、今後の自衛隊の運用要領に関わることであり、具体的にお答えすることは困難ですが、現在、他の警戒管制レーダーの運用を含めて、イージス・アショア運用後の弾道ミサイル防衛態勢について検討しているところです。
3. なお、イージス艦が弾道ミサイル防衛の任務を行う際は、弾道ミサイルが飛来する方向に範囲を限定してレーダー波を照射し、弾道ミサイルの探知、追尾から迎撃ミサイルの誘導までを実施しており、弾道ミサイルの迎撃のために全周に照射するようなことは行われていません。また、迎撃の方法は様々あり、①イージス艦単体で弾道ミサイルの搜索から探知、追尾、迎撃弾の誘導までを行う方法、②弾道ミサイルの搜索はFPS-5といった他のセンサが行い、その情報をもとにイージス艦が探知、追尾を行って迎撃弾の誘導までを行う方法、などがあり、状況に応じて使い分けており、必ずしも常にレーダーを稼働させているわけではありません。

・電磁波の測定と測定結果の公表

イージス・アショアからの電磁波の影響を把握するためには、配備前の電磁波の測定、配備後の定期的な電磁波の測定を行うべきではないか。

また、測定結果については、中立的な第三者による監査を受けるべきではないか。

1. 今年度内に、特に多くの地元の皆様が心配されている、レーダーが発する電波に関する環境影響調査についても外部に委託して実施することとします。
2. こうした調査は、イージス・アショアを配備できるか否かを地元の皆様に責任を持って説明するために必要な調査ではありますが、同時に、地元の皆様の御質問や御懸念に対して、防衛省として具体的にお答えするためにも必要な調査であると考えています。また、当然のことながら、現地での調査に着手する前には、調査の内容を含めて、地元の皆様に対して丁寧に説明するとともに、調査後の結果についても、丁寧に説明してまいります。
3. レーダー設置後については、自衛隊が使用する電波の監理を計画的に実施するために必要な事項を定めるとともに、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに移動局等の無線設備の操作に従事する者に関し必要な基準を定める「自衛隊の電波の監理に関する訓令」に基づき電波の適正な利用をしているか否かの測定を実施していきます。
4. また、御指摘の中立的な第三者による監査についてですが、レーダーの性能を明らかにしない範囲で、どのような形で第三者の関与の在り方があり得るのか、真剣に検討してまいります。

【参考1】自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊が使用する電波の監理を計画的に実施するために必要な事項を定めるとともに、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局（以下「移動局等」という。）の開設及び検査並びに移動局等の無線設備の操作に従事する者に関し必要な基準を定めることを目的とする。

（検査の実施）

第20条 移動局等の検査は、次に掲げる区分に従い防衛大臣又は防衛大臣の定めるところにより幕僚長等の命ずる検査官が行う。ただし、電波法第4条ただし書に定める無線局に相当する移動局等については、検査を行わない。

（1）新設検査 移動局等を開設する場合に行う。

（2）定期検査 毎年1回あらかじめ定める期日に行う。

（3）変更検査 移動局等の機材の種類及び数量を変更した場合にその変更した部分について行う。

（4）臨時検査 割当周波数外の電波の発射又は指定空中線電力を超える電力で運用している移動局等を発見したときその他移動局等の監理上必要と認めるとき行う。

2～5 （略）

（検査の基準等）

第22条 移動局等の検査の基準及び方法は、別に定める。

【参考2】自衛隊の電波の監理に関する訓令の運用について（通達）（平成18年防衛官情第2418号）

（検査の基準）

第11 訓令第22条の規定に基づき別に定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）～（3） （略）

（4）送信設備

（ア）電波の型式、周波数及び空中線電力は、防衛大臣の指定したものの範囲内であること。

（イ）周波数の偏差、占有周波数帯幅、不要発射の強度及び空中線電力の偏差については、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の定める許容値内にあるものであること。ただし、防衛大臣が特に許容値を指定するときは、その許容値に適合するものであること。

（ウ）～（カ） （略）

（5）・（6） （略）

（7）レーダー

（ア）レーダーのパルス幅及びパルス繰返し周波数は、仕様書又は技術指令書の規格に合致しているものであること。

（イ）距離の測定範囲、精度及び分解能並びに方位の測定精度及び分解能は、指示面において良好なものであること。

（8） （略）

・電波法等の規制内容

電波法や総務省が定める電波防護指針を遵守して運用することのことだが、電波法等で定めている規制の内容はどのようなものか。

1. 電波所管省庁である総務省が定めた基準の中に電波法、電波法施行規則及び電波防護指針等があります。
2. 総務省は、電波防護指針を踏まえ、人体への影響が生じないように電波法及び電波法の規定を施行するために定められた電波法施行規則に、その内容を規定しています。
3. 具体的に電波法等で定められている規制の内容は以下の通りです。
  - ①電波法：無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない
  - ②電波法施行規則：無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則に定める値を超える場所に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない
4. なお、これらの内容について十分に御理解いただけるよう今後の住民説明会に外部の専門家にも参加をお願いするといった様々な工夫を行っていきたいと考えています。

(参考)

○電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）

（安全施設）

第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

○電波法施行規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号）

（電波の強度に対する安全施設）

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界

強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。)が別表第二号の三の二に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

一～四 (略)

2 前項の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

別表第二号の三の二電波の強度の値の表 (第21条の3関係)

周波数	電界強度 (V/m)	磁界強度 (A/m)	電力束密度 (mW/cm <sup>2</sup> )	平均時間 (分)
1 10kHzを超え30kHz以下	275	72.8	/	6
2 30kHzを超え3MHz以下	275	$2.18 f^{-1}$		
3 3MHzを超え30MHz以下	$824 f^{-1}$	$2.18 f^{-1}$		
4 30MHzを超え300MHz以下	27.5	0.0728	0.2	
5 300MHzを超え1.5GHz以下	$1.585 f^{1/2}$	$f^{1/2}/237.8$	$f/1500$	
6 1.5GHzを超え300GHz以下	61.4	0.163	1	

注1 fは、MHzを単位とする周波数とする。

注2 電界強度及び磁界強度は、実効値とする。

注3 人体が電波に不均一に曝露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

注4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ1を超えてはならない。

○電波防護指針 (平成2年総務省、平成9年総務省)

わが国では「電波防護指針」を策定し、電波が人体に好ましくない影響を及ぼさない安全な状況であるか否かの判断をする際の基本的な考え方や、それに基づく基準値などを示すとともに、この指針に基づく規制を導入し、電波法令へ反映している。

・飛行機等への影響（飛行禁止区域が設けられるのか）。

秋田空港における航空機の離発着やドクターヘリの運行等に影響はないのか。周辺地域の飛行制限など各種規制は生じるのか。仮に当初は規制がなくても、装備体系の更新や性能向上に伴い規制が強化される可能性はないのか。

1. 防衛省がレーダーを配置する場合においては、航空機やドクターヘリの運航に支障を与えないかを十分に調査した上で、仮に支障を与える場合には必要な対策を実施し、電波法等の国内法令を遵守して運用できるようにしています。
2. イージス・アショアのレーダーについても、航空機の運航に与える影響を十分に調査した上で、仮に影響を与える場合には必要な対策を実施し、電波法等の国内法令を遵守して運用できるようにしていきます。  
まずは、今後、電波環境調査等を行うことにより、航空機の運航に与える影響を十分に調査させていただきます。
3. その上で、航空機の運航に支障を与えることが判明した場合は、関係省庁等と連携し、航空機の運航に支障が生じないようレーダーの運用について必要な対策を実施することとなりますが、その中でも飛行制限区域を設定する必要がある場合には、ドクターヘリなどが緊急時に飛行できるよう、レーダーを停波する等、必要な対策をとりたいと考えています。

・電源は電力会社からの供給と自家発電のどちらが主体か（発電装置などによる騒音は発生しないのか）。

最適候補地の選定では、電気の安定的な供給が見込める場所という観点があったが、電源としては電力会社からの供給と自家発電のどちらが主体となるのか。テロや津波等への対応を考慮すると、自家発電を中心とすべきと考えられるが、その場合、候補地選定の条件（インフラの観点）が必ずしも適切ではないのではないのか。

また、発電装置などが、周囲に騒音を与える可能性はないのか。

1. 電力供給の方法については、今後詳細な検討を行っていくため現時点では決定していませんが、配置場所を調査する際に電力の確保も重視しており、外部からの電力供給も当然想定しています。
2. なお、発電装置の騒音については、本年1月、米国のイージス・アショアの試験施設を視察しましたが、レーダー稼働中でも特段の騒音の問題はありませんでした。実際に、どの程度の騒音レベルとなるのかについては改めて御回答できるようにします。万が一、周囲に騒音を与える場合でも、消音装置をとりつける等の必要な対策を実施します。

・レーダーの向きによっては周辺住民への影響が懸念されるが、サイドローブ対策などの具体的な措置をどのように行うのか

人の存在する地表に向けてレーダーを照射することはないとしているが、サイドローブが発生して影響を及ぼす可能性があるのではないかと。また、その場合、具体的にどのような対策を講じていくのか。

イージス・アショアに巡航ミサイル迎撃能力を持たせる場合についてはどうか。

1. サイドローブが人体に与える影響については、必要な保安距離をとること等により、住民の方々への影響がないよう対策をとってまいります。
2. 新屋演習場について、周辺への影響がないかどうか、簡易的に分析する等した結果では、新屋演習場の外においてサイドローブが人体に影響を与える可能性は低いと考えていますが、万が一にも影響が出ないよう、今後、徹底的に調査を行い、科学的・客観的な評価を行った上で必要に応じて以下のような具体的な対策を検討します。
  - ① レーダーから十分な保安距離をとることで局限すること
  - ② メインビームの仰角により影響は変わるため、敷地外に影響を与えないような仰角で運用すること
3. また、巡航ミサイル機能については付加することも可能ですが、現時点においてその付加については決定しておりません。仮に今後、当該機能を付加することになった場合には、地元の御理解を得るべく、丁寧に説明し、また、必要な対策についてもとってまいります。

・既存のレーダーサイトについて

自衛隊が保有する既存のレーダーサイトの数、個別の場所、レーダーから一定の距離（例えば1 km、2 km、3 km等）内の民家の数を示されたい。

1. 航空自衛隊においては、全国28か所にレーダーサイトが所在しており、その場所は以下のとおりです。

No	基地名	所在地	No	基地名	所在地
1	当別分屯基地	北海道石狩郡 当別町	15	経ヶ岬分屯基地	京都府京丹後市
2	襟裳分屯基地	北海道幌泉郡 えりも町	16	串本分屯基地	和歌山県東牟婁郡 串本町
3	稚内分屯基地	北海道稚内市	17	笠取山分屯基地	三重県津市
4	奥尻島分屯基地	北海道奥尻郡 奥尻町	18	高尾山分屯基地	島根県松江市
5	根室分屯基地	北海道根室市	19	見島分屯基地	山口県萩市
6	網走分屯基地	北海道網走市	20	背振山分屯基地	佐賀県神埼市
7	大湊分屯基地	青森県むつ市	21	福江島分屯基地	長崎県五島市
8	山田分屯基地	岩手県下閉伊郡 山田町	22	海栗島分屯基地	長崎県対馬市
9	加茂分屯基地	秋田県男鹿市	23	高畑山分屯基地	宮崎県串間市
10	大滝根山分屯基地	福島県双葉郡 川内村	24	下甕島分屯基地	鹿児島県薩摩川内市
11	峯岡山分屯基地	千葉県南房総市	25	沖永良部島分屯基地	鹿児島県大島郡
12	佐渡分屯基地	新潟県佐渡市	26	与座岳分屯基地	沖縄県糸満市知名町
13	御前崎分屯基地	静岡県御前崎市	27	久米島分屯基地	沖縄県島尻郡 久米島町
14	輪島分屯基地	石川県輪島市	28	宮古島分屯基地	沖縄県宮古島市

2. 民家の数については確たる数字は持ち合わせていませんが、住宅地近傍に所在する主要なレーダーと住宅地の位置関係は次の図のとおりです。
3. このように住宅地近傍に所在するレーダーはいくつか存在しますが、これまで健康被害はありません。



空自与座岳分屯基地（沖縄県糸満市）



空自宮古島分屯基地（沖縄県宮古島市）



②発射時の噴出ガス等の影響について

・発射実験について

14日の県議会の全員協議会では、仮にイージス・アショアが配備されることとなった場合、発射実験は行わないとのことであったが、有事の際の使用に支障が生じないとする具体的な根拠を示されたい。

1. 迎撃ミサイルの発射試験を新屋演習場で行う予定はないと説明した趣旨は、我が国への配備前にイージス・アショアの発射試験を一切行わない、との趣旨ではありません。
2. イージス・アショアの導入に当たっては、イージス・アショアが求められる性能を実際に発揮できるか、各種試験を実施することにより、実際に運用を開始する以前の段階において確認することが必要と考えています。
3. 発射試験等、性能の確認方法については、米国政府等と協議し、具体的な方法やスケジュール、費用等について具体的に検討し、適切な形で実施していく考えです。

・発射の際に迎撃ミサイルが噴出するガス等は、どの程度の範囲にどのような影響を及ぼすのか。

ミサイルを発射する際にはガスが噴出するが、実戦や発射実験などで実際に発射する場合はどの程度の範囲にどのような影響を及ぼすのか。VLS（垂直発射装置）の配置状況によって影響範囲は変わるのではないかと。14日の県議会の全員協議会では、一定の保安距離を取るとのことだったが、保安距離は具体的にどれくらいか。その根拠は何か。また、騒音や衝撃について住民に影響を与えることはないとの答弁だったが、具体的な根拠は何か。その点も含めて調査を行うのか。

（ガスに対する保安距離について）

1. ロケットの燃料は、液体燃料と固体燃料の二種類に分類することができます。液体燃料には発がん性を持つと言われていたヒドラジンを利用するものもありますが、SM-3は固体燃料を用いており、ヒドラジンは含まれていません。
2. また、固体燃料については、一般に、燃焼後に発生するガスの主要な成分は一般に塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素となります。
3. この点、SM-3の米国側が製造を担当している一段目ブースターからの燃焼ガスに発がん性物質は含まれないと報告を受けております。さらに、日本側が製造を担当している二段目ロケットと三段目ロケットからの燃焼ガスにも発がん性物質は含まれておりません。
4. 加えて、一般論で言えば、燃焼後に発生するガスは、時間とともに拡散し、その濃度が低下します。また、
  - ① SM-3は、発射後直ちに高高度まで飛しょうし、地上付近での燃焼はごく短期間（数秒）であること、

② SM-3の発射機は、敷地内に設置される予定であり周囲から十分に離隔された保安距離が確保されること、等の点から、周辺の安全は十分に確保できるものと考えています。

5. なお、米国政府からは、ランチャー周辺においても数分以内に燃焼ガスが拡散し立ち入りが可能となるとの説明を受けており、周辺の皆様の安全性が確保できる距離を新屋演習場内に収めることは可能と考えています。引き続き米国からも詳細な情報を得つつ十分な調査を行い、万が一にも、住民の皆様の安全に影響を与えないよう必要に応じ対策をとってまいります。

(騒音や衝撃について)

6. イージス・アショアの通常の運用において、住民生活に影響を与えるような大きな騒音や衝撃が発生することはないと考えております。

7. なお、SM-3ブロックII Aから発生する音響について米側に情報提供を依頼しておりますが、米国は過去にSM-3ブロックII Aよりも大きいミサイル(Strategic Target System) (注) による音響として、距離0.05マイル(約80m)で108デシベル、というデータを公表しており、SM-3ブロックII Aの音響はこれよりも小さくなると考えております。なお、一般に110デシベルの騒音とは自動車のクラクションを直近で聞く程度の大きさと言われております。SM-3は、発射後直ちに高高度まで飛しょうし、地上付近での燃焼はごく短期間であり、大きな燃焼の音が聞こえる時間も極めて短い(数秒)と考えております。

(注) ミサイルのサイズの比較

SM-3ブロックII A	高さ：6.55m、直径：0.53m
Strategic Target System	高さ：10.3m、直径：1.37m

・周辺住民への影響を防ぐための具体的な措置をどのように行うのか。

発射される場合の周辺住民への影響を防ぐために、具体的にどのような措置を講じていこうとしているのか。

1. 燃焼ガスについては、周辺の皆様の安全性が確保できる距離を新屋演習場内に収めることは可能と考えていますが、十分な調査を行い、万が一にも、住民の皆様の安全に影響を与えないよう必要に応じ対策をとってまいります。また、音響については、SM-3の地上での燃焼はごく短期間であり、住民生活に影響を与えるような大きな騒音や衝撃が発生することはないと考えております。
2. なお、SM-3が発射される状況は、飛来する弾道ミサイルにより我が国国民の生命・財産に重大な被害が及ぶ蓋然性が極めて高い事態となります。そのような事態になれば、Jアラートなどを通じて国民の皆様に対して状況をお伝えするとともに、避難の呼びかけなどが行われることとなります。

・仮に発射実験を行う場合には、県と事前の協議等を行うのか。

仮に発射実験を行うことになれば、周辺住民等にも影響が出ると思うが、県と事前に協議等を行うのか。

1. 国内において発射試験を行う計画はありません。

③想定している防御体制・危機管理体制（テロ、直接攻撃等への対応）について

・防御体制について

イージス艦の場合は、艦隊防衛と個艦防衛のため防空対艦の防御兵装を多重に施しており、また、航空自衛隊の基地や主要な防衛施設には、施設内あるいは近郊にPAC-3や11式短距離地対空誘導弾、VADS（バルカン・エアー・ディフェンス・システム）を配備しているが、イージス・アショアへの直接攻撃に対するこのような多重防御兵装は配備する予定があるのか。

1. 御指摘のとおり、イージス艦や航空自衛隊の基地には、自らを防御するために様々な防空用の装備が配置または搭載されています。イージス・アショアについては、イージス艦と同様自らのシステムで他国から発射された弾道ミサイルを迎撃する能力を持つこととなりますが、弾道ミサイル以外の対空脅威に対応するためにいかなる防空体制が必要かについては、現在検討しているところです。
2. その上で、事態に応じて敷地内での防空システムの展開や近傍の防空部隊と連携していくことは当然のことであり、JADGE等による情報共有の下、例えば日本海上に展開しているイージス艦や、車力等に配備されている航空自衛隊のPAC-3部隊、陸自東北方面隊隷下の高射部隊等と連携を行うことにより、イージス・アショア自体を重層的に防護する態勢をいつでもとることが可能となるようにします。こうした措置により、イージス・アショアを防御するだけでなく、地元の皆様の安全も確保していきたいと考えています。

・配備エリアに対するテロ、周辺道路や海岸部からの携帯式ミサイル・ドローン等による攻撃も考えられるが、住民に危険はないか。

新屋演習場は面積が狭く、周辺道路や海岸部から携帯式ミサイル程度での攻撃でも射程に入り、ドローンのような軽装備攻撃機器による攻撃も簡単にできると思われるが、周辺の住民に危険はないのか。

1. イージス・アショアは重要な防衛装備であり、適切な警備体制を構築する必要があります。そうした観点も踏まえ、陸上自衛隊が運用することとしています。例えば武装工作員等がこれを破壊しようとする行為に及ばないよう、普通科部隊を中心とした警備部隊を配備することや、弾道ミサイル以外のドローンを含む対空脅威に対応するためにいかなる防空体制が必要か、現在検討しているところです。また、警察機関とも各種情報を共有し、連携してまいります。
2. このような適切な警備体制をとることにより、武装工作員等によるイージス・アショアを破壊しようとする行為を抑止し、住民の皆様を守り抜いていきたいと考えています。

・警備をどのように行うのか（例えば、海上も含めてエリア周辺はどのように警備するのか、警備は自衛隊が行うのか）。

テロ等の攻撃対象となることも考えられるが、海上を含めて周辺の警備をどのように行うのか。イージス・アショアの運用は陸上自衛隊が行い、要員としては100人程度が目安との報道もあったが、十分な警備態勢が敷けるのか。14日の市議会の全員協議会では、人員は100人以上、警備も加えると数百人規模となるとの説明があったが、どちらが正しいのか。

100人程度では、十分な警備態勢が敷けるとは考えられず、新屋演習場の地理的特徴に鑑み、要員を特に増強して警備体制をより手厚くすべきではないかと考えるがどうか。

1. イージス・アショアは重要な防衛装備であり、適切な警備体制を構築する必要があります。そうした観点も踏まえ、陸上自衛隊が運用することとしていますが、例えば、武装工作員等がこれを破壊しようとする行為に及ばないよう、普通科部隊を中心とした警備部隊を配備することや、弾道ミサイル以外の対空脅威に対応するためにいかなる防空体制が必要か現在検討しているところです。

また、イージス・アショアの運用部隊の規模や配置のあり方に関しては、ルーマニアの例を参考にしつつ、省内で検討を行っておりますが、現時点では運用や警備の要員を含め、1か所当たり約200名程度は配置する必要があるのではないかと考えています。

検討の進捗にあわせて、こうした部隊の規模等についても今後適切な形で説明してまいります。

2. このような適切な警備体制をとることにより、武装工作員等による破壊・工作活動を抑止することができると考えておりますが、万が一攻撃された場合においても、被害を極限するため、付近に駐屯している約1000人規模の第21普通

科連隊等も活用し、警察や海上保安庁とも協力しながら、住民の皆様を守り抜く態勢を構築する考えです。

・警備は県警にも協力を求めるのか。

警備対策については警察とも連携して必要な体制をとっていくとのことだが、県警にも協力を求めるのか。求めるとした場合、どのような協力内容を想定しているのか。また、人的な補填措置や経費についての財政的補填措置などは考えているのか。

1. 本施設については、防衛省・自衛隊の施設であり、他の陸上自衛隊の駐屯地等と同様に陸上自衛隊の部隊等により警備することになります。このため、平素の警備において、県警に当該施設を警備して頂くことは想定しておりません。
2. 他方、施設外を含む国内の治安の維持については、通常自衛隊の権限が及ばず、警察機関が一義的な対応の責任を有していることから、自衛隊と秋田県警など関係機関が密接に連携し、より効果的に住民の安全を確保することが必要であると考えています。秋田県警とは、これまでも第21普通科連隊が共同実動訓練を行うなど協力を重ねておりますが、各種情報の共有をはじめ、引き続き連携を強化してまいります。

・テロや有事の際の対応について、どのように想定しているのか。

テロや有事の際には、自衛隊による応戦、自治体への連絡、住民の避難等、様々な対応が必要となるが、具体的にどのようにするか想定しているのか。

1. テロや有事の際の対応においては、まず警備、情報収集態勢を強化し、攻撃の兆候を速やかに察知することにより、周辺の住民への危険を未然に排除してまいります。この際、周辺住民の安全を第一とするため、関係自治体へ連絡官を派遣するなど、情報共有の態勢を強化します。万が一、住民に直接的な危害が及ぶ可能性がある場合においては、関係自治体が定める国民保護計画に基づき、避難・誘導に協力してまいります。
2. このため、国民保護に係る訓練に積極的に参加するなど、平素より関係自治体や地域住民と密接に連携を取りたいと考えています。

・テロや有事の際の住民向けの訓練は行うのか。

テロや有事があった場合に備えて、住民に訓練などを行うことを想定しているのか。

1. 避難訓練などの国民保護に係る訓練は、テロや有事の際に国民の安全確保を確実にするため極めて重要な訓練であると認識しています。このため、イージス・アショアの配備に際しては、施設近傍の方々の意見を踏まえつつ、イージス・アショアが所在する地域の自治体からの要望がございましたら、積極的に対応してまいります。

・VLS（垂直発射装置）は地下サイロ方式と地上配備方式のどちらを採用するつもりなのか。

VLSが地上にあると周囲から見えることから、攻撃の目標とされる可能性が高くなると考えられるほか、景観上も良くないが、地下サイロ方式と地上配備方式のどちらを採用するつもりなのか。

演習場の敷地内におけるVLSの配置状況により、テロ等の危険性も変わると考えるが、この点も含めて方式を検討するのか。

また、一般的にはモジュールを分散配備するものと思われ、その場合、新屋演習場の面積から考えれば相当窮屈な配置になると推測されるが、その点についてどう考えるか。

1. 現在、イージス・アショアのシステムの構成について検討しているところであり、現時点で確たることを申し上げることは困難ですが、その上で申し上げれば、ルーマニアに配備されているイージス・アショアのVLS（Vertical Launching System：垂直発射装置）は、地上に設置されており一つの参考になると考えています。
2. 御指摘のテロ等の影響も勘案した上で、必要となる警備上の対策についても検討してまいります。

### 3. 導入予定装備の合理性等

(1) 国が計画している3段階の迎撃態勢の合理性・有効性  
BMD態勢については、①現在のイージス艦とPAC-3の2段階防御、②イージス艦、イージス・アショア、PAC-3の3段階防御、③イージス艦、THAAD、PAC-3の3段階防御などが考えられる中、②をベストとして閣議決定した理由について

BMD態勢については、専門家の中にも様々な意見があり、イージス・アショアは備え置き型で移動できないため、攻撃の標的になりやすいなどの問題点が挙げられているが、防衛省としてイージス艦、イージス・アショア、PAC-3の3段階防御を選んだ理由は何か。

THAADはイージス・アショアに比べて導入費用は高いと言われているが、住民への影響やテロ対策を考慮に入れると、THAADの方が望ましいという意見について、どのように考えるか。

1. 我が国周辺には、我が国を射程に収めるミサイルが依然として多数存在しており、ミサイル対応能力の向上は喫緊の課題です。
2. 現実の問題として、北朝鮮は、我が国を射程に収める弾道ミサイルを依然として多数保有し、奇襲的にミサイル攻撃を行う能力も保有しています。国民の生命・財産を守ることを責務とする防衛省として、いかなる事態や状況にも対応し得るよう、万全の備えをすることは当然です。
3. また、現在、防衛省・自衛隊として、必要な警戒態勢を維持し、イージス艦やPAC-3を展開しておりますが、例えば、イージス艦については、整備・補給で港に戻る隙間の期間が避けられず、また、洋上勤務が繰り返される乗組員の勤務環境なども極めて厳しい状況にあります。

4. こうしたことから、24時間・365日、我が国の平和と安全、そして国民の生命・財産を守り続ける能力を抜本的に向上させることが必要と考えています。今回導入を決定したイーゼス・アショアは、弾道ミサイルの迎撃システムを陸上に固定的に配備するものであり、これを2基導入することにより、平素から我が国を常時・持続的に防護する能力を抜本的に向上させることができるが図られると考えています。
5. 防衛省としては、イーゼス・アショアとTHAADの双方について、性能面や費用対効果、可及的速やかな導入の可否との観点を含め精査・比較してきたところです。
6. これらの装備品のうち、イーゼス・アショアは、広域の防衛を目的としたアセットであり、2基で我が国を常時・持続的に防護することが可能です。また、イーゼス艦の整備体制や教育体制を活用することが可能です。
7. この点、THAADは、一定の地域を防護することを目的としており、全国を常時・持続的に防護するために必要なアセットの数は、THAADの方が必然的により多くなります。また、御指摘のとおりTHAADは移動式の迎撃ミサイルシステムではありますが、全国を常時・持続的に防護するには、各アセットについて、全国を防護するのに適した場所に常に展開しておく必要があります。その他、THAADを運用する隊員の人的基盤を新たに整備する必要があります。
8. こうした点も踏まえ、イーゼス・アショアを2基導入することとしました。

## (2) 最終段階のアセットの見直し

現在迎撃ミサイルとして想定しているSM3ブロックIIAの試射が2回連続で失敗しており、実際に配備される時点では、その他の装備も含め、現在想定しているものと性能等が異なるものに変更される可能性があるが、最終段階のアセットでの検証・説明が必要なのではないか。

・SM3ブロックIIAの試射が2回連続で失敗しているが原因は何か。

迎撃ミサイルとして想定しているSM3ブロックIIAは、過去3回の迎撃試験のうち2回失敗している。1回目は人的要因による失敗と聞いているが、2回目の失敗の原因については、致命的なものではないというのみで詳細は明らかにされていないことから、具体的な原因を明らかにされたい。

1. 御指摘の実験のうち、昨年6月の海上発射試験については、迎撃停止信号の誤送信（人的要因）で安全装置が作動したもので、SM-3ブロックIIAの機能に異常はありませんでした。
2. また、本年1月のSM-3ブロックIIAの迎撃試験の失敗については、現在解析の最終段階にはあるものの、最終的な結論が下される前であることから、具体的な原因についてお答えすることは差し控えさせていただきますが、現時点で米ミサイル防衛庁及び防衛装備庁は、今回の不具合はミサイル性能に関わる致命的な問題ではないことを確認しており、改善すべき点があれば、今後の生産過程で量産品に反映していくことは十分可能であると考えております。
3. SM-3ブロックIIAについては、約12年間にわたる開発プロセスにおいて、数多くの段階ごとに、試験・評価を繰り返し、逐一、性能を確認しながら、一つ一つ慎重に開発を進めてきたものです。

4. このため、その技術的信頼性は高く、迎撃ミサイルとしての基本的な性能は十分なものと考えております。

(注) SM-3ブロックII Aの迎撃試験は、3回中1回命中

- 昨年2月の海上発射試験は、命中
- 昨年6月の海上発射試験は、迎撃停止信号の誤送信（人的要因）で安全装置が作動。  
SM-3ブロックII Aの機能に異常がなかった。
- 今年1月の発射試験は、現在、詳細を解析中。ミサイル性能に関する致命的な問題はないことを確認。

・迎撃ミサイルとしては何が配備されるのか（ミサイルの種類によって最適な配備場所も変わる可能性があるのではないか）。

迎撃ミサイルとしては何が配備されるのか。今後、配備される迎撃ミサイルが変わる場合、ミサイルの種類によっては、新屋演習場が最適候補地でなくなる可能性もあるのではないか。

1. イージス・アショアには、弾道ミサイル迎撃用のSM-3を搭載することを計画しております。
2. また、イージス・アショアは弾道ミサイルのみならず、巡航ミサイルの迎撃機能を付加することも可能です。そのため、巡航ミサイル迎撃ミサイル（SM-6等）についてもイージス・アショアに搭載することは可能です。
3. 一方、我が国が導入予定のイージス・アショアは、弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図るべく導入するものであり、現時点において、弾道ミサイルに加えて巡航ミサイルを迎撃する機能を付与するかについて決定しておりません。このような機能を付与する場合には、改めて付与する前に御説明します。
4. 他方、SM-3以外にどのようなミサイルを搭載することになっても、イージス・アショアは弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図るために導入するものであり、能力が向上した弾道ミサイル迎撃用のSM-3ブロックII Aの性能を踏まえると、新屋演習場が配備候補地であるという点については変わりありません。

・レーダーシステムは、現在のSPY-1からSPY-6に変更される可能性があるのではないか。

レーダーはSPY-1となるのか。現在開発が進められているSPY-6になるとの報道もあるが、変更される可能性はあるのか。SPY-6が採用された場合、新屋演習場が最適候補地でなくなる可能性はないのか。

1. 現在、防衛省において公平性、公正性を担保しつつ、選定作業を行っているところであり、現時点において搭載するレーダーについては決まっておられません。
2. 今後しかるべき時期に、イージス・アショアに搭載するレーダーを決定したタイミングで、選定結果について公表・説明させていただきます。
3. その上で、イージス・アショアに搭載するレーダーはイージス・アショアの構成品の一部に過ぎず、配備に必要な条件に変更は生じません。

### (3) 今後のスケジュール等

#### ・調査の内容やスケジュールの公開について

地域住民は、調査そのものに対しても不安を感じていることから、調査の内容やスケジュールについて、情報を公開しながら行っていただきたいがどうか。調査内容として地質測量調査や電波調査が示されているが、これに加え、住民の健康や経済活動、日常生活への影響がないかといった点についても、重点的に調査し公開すべきと考えるがどうか。

6月21日に防衛省と東北防衛局において、イージス・アショア関連の入札の公告が行われたが、この入札による調査においては、上記の点について十分に配慮されているのか。また、各入札に係る入札説明書について提供されたい。

1. 先日（6月21日）、イージス・アショアに係る地質・測量調査等の入札公告を実施し、今年度内に、特に多くの地元の皆様が心配されているレーダーが発する電波に関する環境影響調査についても着手することとしています。
2. こうした調査は、イージス・アショアを配備できるか否かを地元の皆様に責任を持って説明するために必要な調査ではありますが、同時に、地元の皆様の御質問や御懸念に対して、防衛省として具体的にお答えするためにも必要な調査であると考えています。また、当然のことながら、現地での調査に着手する前には、調査の内容を含めて、地元の皆様に対して丁寧に説明するとともに、調査後の結果についても、丁寧に説明してまいります。
3. なお、入札説明書は、業務概要、競争参加資格、入札方法など、業務の入札に関して詳細に説明したものであり、入札参加希望者に対して交付するものです。このことから入札説明書そのものについては、契約手続き期間中の公表は差し控え

させていただきますが、業務の概要は以下のとおりです。

- ① 業務の名称：陸自秋田(30)測量調査  
航空測量(空中写真測量、航空レーザ測量)(約105ha)を行うとともに、既設の道路や雨水排水施設等の位置や形状等を把握するための既設構造物調査(約40ha)を行うもの
- ② 業務の名称：陸自秋田(30)土質調査  
地盤の強度や地質を把握するため、ボーリング調査(35m)22本及び土質調査を行うとともに、周辺の河川や井戸等の現状を把握するための水文調査を行うもの
- ③ 業務の名称：候補地(30)基本構想等策定業務  
配備候補地に施設が配置できるか否かを確認するため、配備候補地及び周囲の状況(土地利用、インフラ等)について資料収集・整理を行うとともに、上記①及び②を踏まえた上で、基本的な施設の検討(各種施設の配置案の検討やインフラ整備計画等)を実施するもの

・調査の開始時期の変更の可能性について。

入札の事務と住民への説明を平行して行うとしても、地元住民の感情に配慮して当初のスケジュールに拘ることなく、例えば予算の繰越し措置により調査の開始時期を当初の予定より遅らせることが出来ないか。

1. 先般入札公告を行った地質・測量調査等については、イージス・アショアを配備できるか否かを地元の皆様に責任を持って説明させて頂くためにも必要な調査ではありますが、同時に、地元の皆様の御懸念や御不安に対して、防衛省として具体的にお答えするためにも必要な調査であると考えています。
2. その上で、現時点で調査着手の具体的な時期が決まっているわけではありませんので、現地での調査に着手する前の適切なタイミングで、その内容や必要性について丁寧な説明を行った上で調査を進めていきたいと考えています。

・調査結果について

調査の結果についても、きちんと情報を公開していただきたいがどうか。また、今回の調査で、新屋演習場に決定的な不具合がある場合、候補地が変更されることがあり、まだ新屋演習場への配備は決まっていないという理解で間違いな  
いか。

6月1日の政務官の説明では、新屋演習場は最終候補地ではないとのことだったが、14日の県議会の全員協議会では、配備の可能性が高いとのことだった。2つの説明でニュアンスが大きく異なる理由は何か。

1. 御指摘のとおり、新屋演習場へのイービス・アショアの配備は決定しているわけではなく、あくまで現時点での候補地として考えています。
2. 今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて必要となる対策について検討し、御調整させていただいた上で、説明させていただきます。
3. なお、御指摘の6月14日の県議会の全員協議会での説明においては、あくまでも、これまでの調査や検討によれば、新屋演習場にイービス・アショアを配備できる可能性が高い旨述べたものであり、今後の調査により、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。

・ 配備先の正式決定や運用開始時期等の見通しはどうか。

最終アセットが決まらないと正確な調査が出来ないし、配備先を正式に決定することも出来ないと思うが、正式決定時期はいつか。また、仮に新屋演習場が配置地となった場合、基盤整備、道路整備、実機配備など、運用開始までのスケジュールをどのように考えているのか。

1. イージス・アショアの導入に当たっては、
  - ① 購入に向けて米国政府と調整する必要があるほか、
  - ② 各種調査(候補地の地質・測量調査及び電波環境調査等)により防衛上有効な場所に確実に配備できるか否か確認し、
  - ③ 地元の御理解と御協力を得ることが必要となります。
  
2. このうち、先日入札公告を行った地質・測量調査については、年内に着手したいと考えており、また、特に多くの皆様が心配をされているレーダーが発する電波に関する環境影響調査についても、今年度内に着手したいと考えています。
  
3. また、来年度(平成31年度)において必要となる調査等については、概算要求に向けて現在検討を行っており、概算要求決定後改めて説明させていただきたいと考えています。
  
4. その上で、イージス・アショアの製造に一定期間が必要となるほか、実際に運用を開始するためには各種試験を行う必要があり、米国政府等と協議する必要があることから、現時点で、運用開始時期について予断をもってお答えすることは差し控えますが、これまで申し上げてきたような様々な観点を踏まえつつ、イージス・アショアの導入に当たって必要な取組を行ってまいります。

#### (4) その他

##### ・他国におけるイージス・アショアについて

ルーマニアで既にイージス・アショアが配備され、ポーランドで配備予定と認識しているが、それぞれのイージス・アショアの配備地の形状（長さ、幅、面積、敷地内のレーダーやVLSの配置場所等）はどのようなものか。また、周囲の住宅の状況等（距離ごとの戸数や人数、学校などの施設）はどうか。

配備に伴い、周辺住民の日常生活や経済活動等に支障は生じていないのか。また、今後生じるおそれはないのか。

ハワイで配備されている実験施設についてはどうか。

1. ルーマニアに配備されているイージス・アショアについて、お尋ねの点はルーマニア政府からの回答に基づきますと、以下のとおりです。

#### ① 周囲の住宅の状況等

半径10キロ以内には以下の各集落が存在し、それぞれ以下のとおりです。

名称	戸数	人口	学校数	基地からの距離
デヴェセル村	1,000戸	3,257人	学校1、幼稚園2	3.8キロ
カラカル市	11,890戸	34,625人	学校（高校含む）8、 幼稚園52	5～7キロ
トライアヌ村	900戸	3,480人	学校1、幼稚園1	7キロ
ストエネシュティ村	650戸	2,408人	学校1、幼稚園1	7キロ
レデア村	1,050戸	3,259人	学校1、幼稚園1	9キロ

#### ② 周辺住民の日常生活や経済活動等への支障

周辺住民からイージス・アショアが日常生活や経済活動等に与えるネガティブな影響は報告されていないとのこと

です。具体的には以下の通りです。

(1) 電磁波による健康被害：健康被害の報告なし。

(2) 通信機器（テレビ、携帯電話等）への影響：2015年の電磁波影響調査の結果は、許容範囲とのこと。なお、現地のレーダーは、テレビや携帯電話とは異なる周波数を利用しているとのこと。

(3) 騒音：イージス・アショアの設備は周囲に騒音公害をもたらすものではないとのこと。なお、ルーマニアのイージス・アショアが配備されている区域は、以前は空軍基地であり、その当時は騒音問題があったとのこと。

### ③ 配備地の形状等

具体的な長さや幅については、公開情報によりますと図1のとおりです。

2. また、ポーランドに配備予定のイージス・アショアについてお尋ねの点は、公開情報によりますと、以下のとおりです。

### ① 周囲の住宅の状況等

イージス・アショアを配備予定のレジコヴォ基地の周辺状況については以下のとおりです。

名称	基地からの距離	戸数	人口
スウブスク市	約4キロ	不明	約100,000人

### ② 周辺住民の日常生活や経済活動等への支障

米国ミサイル防衛庁の試験結果によると、レーダーから約1 km離れたところに小学校やショッピングセンター等が存在していても特段の問題は発生しないとのことであり、この試験結果を踏まえ、現在基地の建設を進めているとこ

ろとの報告を受けていますが、その他詳細については現在確認中です。

③ 配備地の形状等

配備予定のレジコヴォ基地の面積は、約400ヘクタールであり、その中に運用に必要なデッキハウスやレーダー、ミサイル発射台も設置されることとなります。具体的な長さや幅については、公開情報によりますと図2のとおりです。

3. 米国ハワイ州カウアイ島の実験施設（PMRF：Pacific Missile Range Facility）について、お尋ねの点は米国政府からの回答に基づきますと、以下のとおりです。

① 周囲の住宅の状況等

実験施設内にあるイーリス・アショア試験施設から、半径10キロ以内には2つの集落が存在し、3つの学校が存在します。

② 周辺住民の日常生活や経済活動等への支障

現地からの報告によれば、周辺住民からイーリス・アショアが日常生活や経済活動等に与えるネガティブな影響は報告されていないとのことです。具体的には以下の通りです。

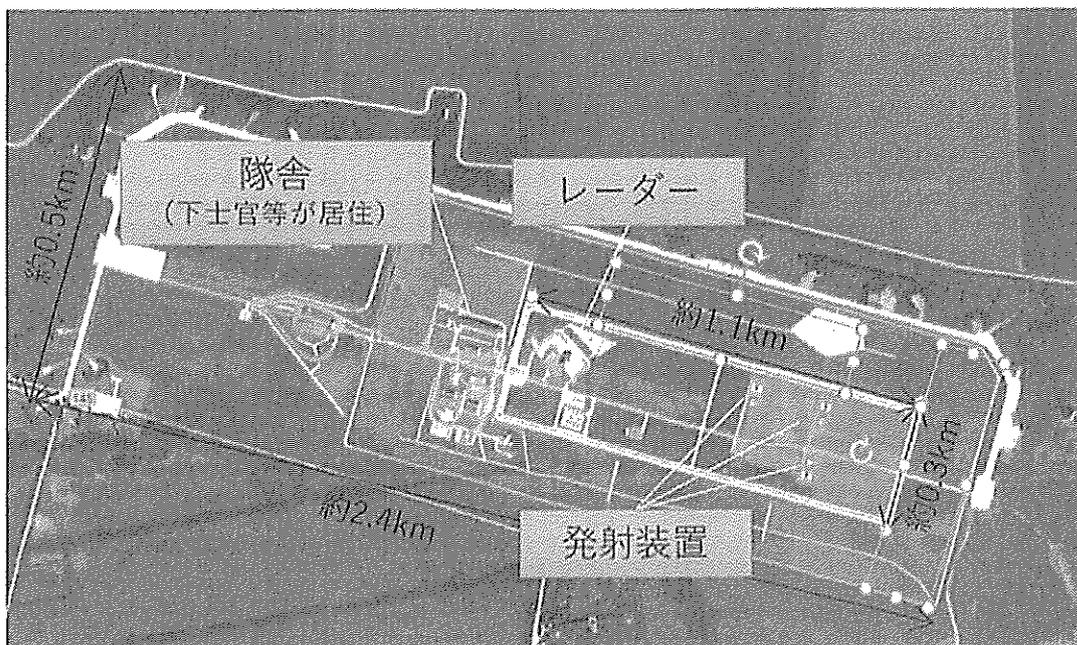
(1) 電磁波による健康被害：健康被害の報告なし。

(2) 通信機器（テレビ、携帯電話等）への影響：影響が発生しているとの報告なし。

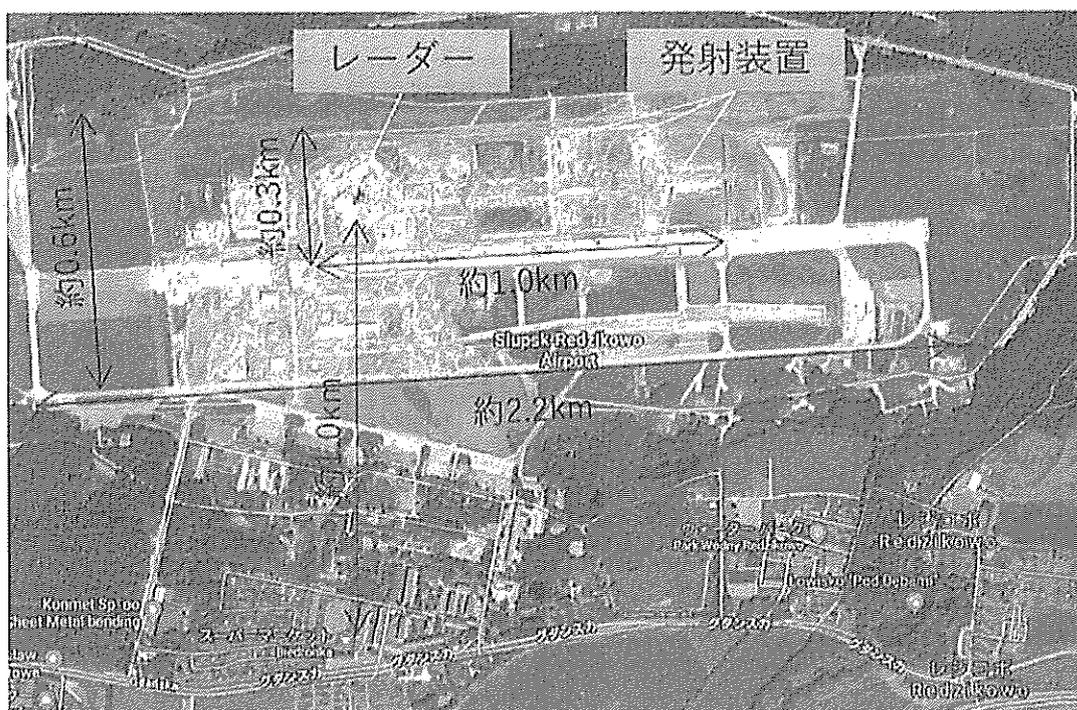
(3) 騒音：イーリス・アショアの設備は周囲に騒音公害をもたらすものではない。

4. なお、施設とその周辺への影響は、所在地ごとの環境や立地条件により変わり得ますので、これら各地の状況が、秋田県や山口県に直接適用されるものではないことを申し添えます。

(図1) ルーマニア



(図2) ポーランド



・経済的な損失について

今後、隣接地への福祉施設の整備計画や、風力発電用の風車の新たな設置、大型機への更新の計画もあるが、例えば、福祉施設の場合は利用者が少なくなることや、周辺の学校においては入学希望者が減少することもあり得る。また、周辺の地価への影響なども危惧されるが、このような経済的な損失への対応についてはどう考えるか。

1. 一般に、防衛施設の新設に際しては、当該施設が周辺環境に影響を与えないよう、必要な調査や施策を講じることとしています。
2. 今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて必要となる対策について検討し、御調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。
3. 防衛省として、イージス・アショアの配備候補地となる住民に影響が生じないよう、必要に応じて対策を講じるとともに、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えています。
4. また、仮に新屋演習場に新たにイージス・アショア及びその運用部隊を配置した場合、新たな施設の建設や、施設の維持管理、隊員やその家族の生活に関する支出など秋田県・秋田市において様々な消費活動が生じることも想定されます。
5. 防衛省としては、自衛隊の配置や施設整備にあたっては、御指摘の福祉施設や風力発電所等に影響を与えないことはもとより、地域経済にも十分配慮することが重要であると考えており、仮に新屋演習場への配備を決定した場合には、地元の皆様の御意見を踏まえながら、部隊の配備実現に向けた努力をしてまいりたいと考えています。